

目 次

- 長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について ..... 1
- 長野県市町村職員共済組合運営規則の一部変更について ..... 1

公告第 8 号

長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について

長野県市町村職員共済組合定款の一部を次のとおり変更することについては、地方公務員等共済組合法第 10 条第 2 項の規定により、平成 21 年 9 月 29 日付けで理事長において専決処分したので公告する。

平成 21 年 9 月 30 日

長野県市町村職員共済組合  
理事長 中 沢 一

長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について

長野県市町村職員共済組合定款（昭和 37 年公告第 2 号）の一部を次のように変更する。

附則に次の 1 項を加える。

- 14 平成 21 年 10 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間、第 36 条の 3 の規定は、これを適用しない。

附 則

この変更は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

公告第 9 号

長野県市町村職員共済組合運営規則の一部変更について

長野県市町村職員共済組合運営規則の一部を次のとおり変更することについては、地方公務員等共済組合法第 10 条第 2 項の規定により、平成 21 年 9 月 29 日付けで理事長において専決処分したので公告する。

平成 21 年 9 月 30 日

長野県市町村職員共済組合  
理事長 中 沢 一

長野県市町村職員共済組合運営規則の一部変更について

長野県市町村職員共済組合運営規則（昭和 37 年公告第 4 号）の一部を次のように変更する。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（国民健康保険中央会との契約）

第 8 条の 2 組合は、社団法人国民健康保険中央会との契約により、組合員が出産費及び家族出産費（以下「出産費等」という。）の支給申請及び受取に係る代理契約を締結した者に対する正常分娩に係る出産費等の支払に関する事務を長野県国民健康保険団体連合会に委託するものとする。

2 前項の契約は、第 4 条の規定にかかわらず、理事長でなければすることができない。ただし、理事長が特に必要があると認めたときは、当該契約をすることについて組合員以外の者に委任することができる。

3 理事長又はその委任を受けた者は、第 1 項の契約をしようとする場合には、契約の目的、委託金の額、支払金請求の手續、事務費の額、契約の期間その他必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。

附 則

この変更は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。